

(別紙)

## NHK施設・設備の利用にあたっての注意事項

□はじめに

みなさまからの申請に基づく許可については、その利用が公共放送としてのNHKの使命に照らし、適正であり、かつ品位が保たれているか、また、NHKの取引先として、信用のおける団体でNHKの性格を誤解される恐れのない団体であるかなどを総合的に判断して行います。

つきましては、以下の内容について御確認のうえ、同意された場合には、NHKが定める「放送局施設・設備利用申請書」に記名・押印のうえ利用の申請をしてください。

申請内容を審査のうえ、「NHKギャラリー決定通知書」をお送りします。「決定通知書」がお手元に届いた時点をもって施設利用の正式決定とします。

(記)

- 1 利用目的以外には使用しないこと。
- 2 利用にあたっては、NHKの指示事項を遵守し、施設・設備等に変更を加えないこと。
- 3 利用終了時に設備等を原状に復すること。
- 4 利用者の不注意によって設備等を破損した場合、その修復費用の全額を負担するとともにNHKに与えた損害の全てを賠償すること。
- 5 利用によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその解決にあたること。
- 6 緊急事態その他やむを得ない事由のために、NHKから設備等の利用中止依頼があった場合は、NHKの指示に従うこと。
- 7 NHKの責めに帰すことができない事由により利用できないとき、NHKは利用者が被った損害への責めには応じないことを承諾すること。
- 8 利用者の過失により利用者または第三者が被った事故・怪我について、NHKはその責めには、応じないことを承諾すること。
- 9 利用者の搬入物品及び貴重品などの盗難について、NHKはその責めには、応じないことを承諾すること。
- 10 次の各号の一つに該当するとNHKが判断した場合は、NHKの施設・設備の利用をとりやめること。
  - (1) 利用者(利用者の役員または従業員を含む。以下、本条において同じ)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これら

に準ずる者(以下、「暴力団等」といいます)、または、暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有するとき

- (2)利用者、出演者または参加者が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行ったとき

※ 一旦、利用を許可した場合であっても、前項の各号に該当する事由が発生した場合は、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することがあります。この場合、解除によって生じた一切の損害の賠償には応じません。

#### —展示について—

##### (1)作品の搬入、搬出・設営

- ・展示の1～2か月前に日程調整のうえ、展示内容やギャラリー内のレイアウト、作品の搬入、搬出などについて、利用者、NHK担当者で打ち合わせを行います。
- ・打ち合わせをもとに、NHK担当者は展示台や展示パネルなどの設備を手配します。展示物の設営は原則、利用者が行ってください。展示物の壁紙への貼り付けは画鋏で行ってください。
- ・展示物の搬入・搬出は、利用者の責任で行ってください。

##### (2)利用期間中の運用

- ・必ず展示責任者をおき、作品の管理・受付・来局の対応等に当たってください。
- ・利用時間は平日午前10時から午後5時までです。終了時は受付に連絡してください。

##### (3)NHKギャラリーのチラシ、ポスター等作成

- ・会場前の案内ポスター(看板)は、利用者側で準備してください。(60W×85H)
- ・作成内容については、事前にNHK担当者と打ち合わせを行ってください。事前打ち合わせがなく作成されたものについては、その内容によって掲示、配付をお断りすることがあります。

注)告知・取材に関しては必ず行えるとは限りませんので予めご了承ください。

以上